

公的主体による専門家派遣の事例

○ 東京都防災・建築まちづくりセンターの「分譲マンション管理アドバイザー制度」

1. 派遣元

- ・財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

2. 法的な実際の扱い

- ・派遣元から管理アドバイザーへの委託（契約は、「(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター」と「管理アドバイザー」の間）

3. 提供されるサービス内容

- ・Aコース講座編（よく相談を受ける内容で、基本的なことについて管理アドバイザーがアドバイスするもの）
 - ・分譲マンション維持・管理ガイドブックの解説
 - ・分譲マンション長期修繕計画ガイドブックの解説
 - ・管理委託の仕方
 - ・計画修繕工事のすすめ方
 - ・滞納管理費・修繕積立金督促の仕方
 - ・管理組合の設立の仕方
- ・Bコース相談編（個別具体的な相談内容について、事前に資料等を提供してもらった上でアドバイスをするもの）
 - ・管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること
 - ・管理費、修繕積立金等の財務に関すること
 - ・管理委託契約の契約等に関すること
 - ・修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること
 - ・建物・設備等の劣化診断等及び修繕工事の相談に関すること
 - ・その他分譲マンションの維持管理に関すること

4. 派遣される専門家、人材プール

- ・マンション管理士又は一級建築士で、業として実務を3年以上又は管理組合の理事を5年以上経験した者等が管理アドバイザーとして登録
 - ※現在 23 人管理アドバイザーが登録（マンション管理士 21 人（そのうち一級建築士 5 名）、一級建築士 7 名）

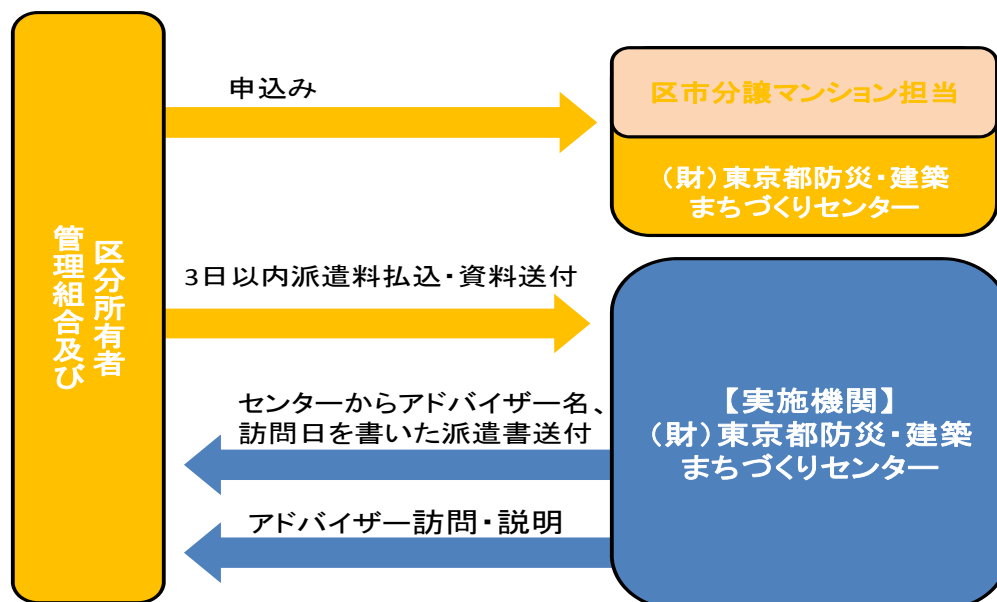
5. 派遣対象のマンションとその手続き

- ・派遣対象は、東京都内に所在する管理組合（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意の団体）であり、管理組合や区分所有者からの申込みにより派遣

6. 対価の目安

- ・ Aコース講座編の開催：13,650円（うちアドバイザーには11,550円）
- ・ Bコース相談編の開催：21,000円（うちアドバイザーには18,900円）

<イメージ図>



- 横浜市においても、「横浜市マンション・アドバイザー派遣事業」として、管理組合に専門家を派遣している。
- なお、公的主体ではないが、特定非営利活動法人日本住宅管理組合協議会においては、平成24年1月より、役員等の派遣を行っている。